

第3学年学生 諸君

学生主事

2024年度日本学生支援機構給付奨学生(予約採用)の募集について

このことについて、申請を希望する学生は、**別紙にて自らが対象となるかを確認の上**、希望する場合は下記受付期間に学生課学生係で配付する申請書類を受け取り、**各期限までに手続きを済ませること**。

給付奨学金は、給付終了後に返還する必要はありません(ただし、著しい学力不振や懲戒処分等があった場合を除く)。令和6年4月に第4学年に進級し、給付奨学生として採用された場合、令和6年4月分より奨学金が毎月支給されます。また、給付奨学金の支給対象の学生は、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、授業料・入学料(大学編入学・専攻科進学時)に減免を受けることができます。

記

- ・申請書類配付期間: **令和5年5月8日(月)～6月9日(金)**
- ・「スカラネット入力下書き用紙」等の学生課学生係への提出期限: **令和5年6月16日(金)**
- ・日本学生支援機構システム(スカラネット AC)登録期限: **令和5年6月23日(金)**
- ・日本学生支援機構へマイナンバー情報提出期限: **令和5年6月30日(金)** 日本学生支援機構必着

※制度の詳細は次のホームページを確認してください。

・給付奨学金制度について(日本学生支援機構ホームページ)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



・高等教育の修学支援新制度について(文部科学省ホームページ)

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>



以上

○対象：3年生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 学業成績等に関する基準

次のいずれかに該当すること

- ・ 高等専門学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

(3) 家計の経済状況に関する基準

○収入基準【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除額+調整額)※

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除額+調整額)に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	年収目安(4人家族の場合) 本人・親・親(無収入)・中学生	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	271万	満額(上限の範囲内)
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	303万	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	378万	第Ⅰ区分の減免額の1/3

※申請前に家計の状況が収入基準に該当するか、「進学シミュレーター」から、ご確認ください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



○資産基準

学生及び生計維持者(2人)の資産額の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない)